

一般社団法人和歌山県サッカー協会謝金規程

【目的】

第1条 この規程は、一般社団法人和歌山県サッカー協会（以下本協会という）の事業において支払われる各種謝金に関して必要な事項を定めることを目的とする。

【謝金の定義】

第2条 謝金とは、各種大会、イベント、講習会などにおいて、派遣した役員や講師、審判員などに対して支払われる金銭をいう。

【適用の範囲】

第3条 この規程に示す基準は、原則として各種大会、イベント、講習会などに適用する。ただし、公益財団法人日本サッカー協会や一般社団法人関西サッカー協会等の他団体が、別に定める場合はこれに従う。また、特別に配慮を要する場合はこの限りではない。

【謝金の基準】

第4条 謝金の基準額は、別表の通りとする。ただし、中区分は実働時間とし移動時間はこれに含まない。なお、交通費および宿泊料などの旅費に関しては、本協会の旅費規程を適用し、別途支給する。

【謝金の分担】

第5条 謝金の全部又は一部について他から支給される場合には、この規程の基準額の差額を支給する。

【委託・助成事業】

第6条 外部諸機関・諸団体による委託・助成事業において、謝金の支払われる場合は、その機関・団体の規定に基づき支払うことができる。

【委任】

第7条 この規程に定めのない事項に関しては、理事会で決定する。

【改廃】

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

【附則】

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成24年6月1日から施行する。